

2024年4月1日申請受付開始



自転車用ヘルメットの購入費の一部を補助します

道路交通法の改正により、2023年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。須坂市では、自転車用ヘルメットの着用を促進し、重大事故を未然に防止するため、自転車用ヘルメットの購入費の一部を補助します。

補助対象者






次のすべてに該当する方

- ① 市内に住所を有している方
- ② 16歳から18歳の方及び65歳以上の方(年齢は2025年3月31日時点)
- ③ 市税等を滞納していない方(対象者が未成年者の場合は、保護者が市税等を滞納していない方)
- ④ 同一の自転車用ヘルメットに対する他の補助金の交付を受けていない方

対象となるヘルメット

次のいずれかの安全基準に適合するもので、2023年4月1日以降に購入した新品のヘルメット
※個人間売買やフリマサイト等での購入は補助対象外となります。

<主な安全基準>

SGマーク (一般財団法人製品安全協会の安全認証)	
JCFマーク (公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証)	
CEマーク (欧州連合の欧州委員会の安全認証)	
GSマーク (ドイツ製品安全法の安全認証)	
CPSCマーク (米国消費者製品安全委員会の安全認証)	

補助金額等

自転車用ヘルメットの購入に要する費用の1/2以内(100円未満の端数切り捨て)

上限2,000円

※購入時の送料、ポイント利用分等は補助対象外となります。

※補助金の交付は、対象者1人につきヘルメット1個かつ1回限りです。

補助金の申請



◇申請受付

2024年4月1日から申請の受付を開始します。

申請書と添付書類をそろえて、2025年2月28日までに申請してください。

※申請者が未成年者の場合は、申請書の保護者同意欄に記入が必要です。

◇必要書類

① 補助金交付申請書兼交付請求書

※申請書は須坂市役所1階市民課(1-1 番窓口)でお渡しできます。また、市ホームページからもダウンロードできます。

② 領収書の写し等、ヘルメットを購入したことを証する書類

※商品名、購入日、購入価格、販売店名の記載があるもの

③ 安全基準の認証が確認できるもの(説明書や保証書の写し、マーク部分を含んだヘルメットの写真等)

④ 申請者の本人確認ができるものの写し(学生証、運転免許証、マイナンバーカード、保険証等)

⑤ 振込口座の通帳の写し

◇提出先

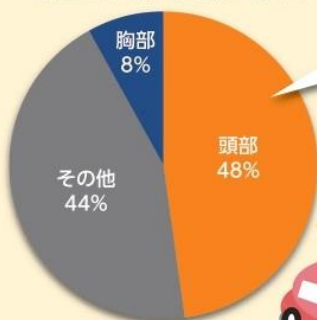
〒382-8511 須坂市大字須坂 1528-1

須坂市役所市民課へ直接又は郵送でご提出ください。

自転車用ヘルメットを着用しましょう。 頭部のケガは致命傷に直結したり、重い障害が残ることも。命を守るため、大人も子供もヘルメットを着用しましょう!

長野県内の自転車事故死者の致命傷の部位とヘルメットの被害軽減効果

●死亡事故の怪我の部位



(過去5年:H30~R4)

自転車事故で亡くなった方の**約48%**は頭部を損傷しています。

ヘルメット非着用の致死率*は着用の場合の**約2倍!**

注:致死率とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

●ヘルメット着用・非着用の致死率



(過去5年:H30~R4)

【お問合せ先】

須坂市役所 市民課 TEL026-245-1400(代)